

被災者支援情報

〈概要版〉

北海道胆振東部地震で被災された皆さまへの支援情報です。詳しくは町ホームページや支援ガイドブックでご確認ください。

図：受付期間 図：問い合わせ

住まいや身の回りのこと

■被災証明書の発行

住宅等の被害程度を証明します。証明書判定基準により、各種制度の対象となる場合があります。

2月21日(木)に発生した地震により、住宅に被害を受けた、または被害が拡大した方は、被災証明に係る再調査を申請することができます。

※被災証明を発行済みの方や2次調査を実施済みの方も、発行したり被災証明書を返却していただければ再調査を申請することができます。すでに各種支援制度等で証明書を使用している場合、ご自身で証明書を回収して頂く必要があります。

※雪や氷があると、損壊を確認できない場合があります。そのため、原則調査は雪解け後になります。お急ぎの事情がある場合はご相談ください。また、住宅以外の建物の再調査については、ご相談ください。

図 総務課税務グループ ☎27-2481

■被災証明書の発行

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

図 総務課税務グループ ☎27-2481

常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため住宅を解体した方(敷地被害解体世帯)に支援金を支給します。

図 基礎支援金：10月5日(土)まで、加算支援：2021年10月5日(火)まで

図 町民福祉課福祉グループ ☎26-7872

■災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。また、地震により直接死亡された方以外で、地震が死亡の原因となった「災害関連死」と思われる方の遺族などから相談を受け付けています。

図 対象者には個別に手続きについてご案内します。図 町民福祉課福祉グループ ☎26-7872

■災害弔慰金・見舞金(北海道)

災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。

図 対象者には個別に手続きについてご案内します。図 胆振総合振興局地域政策課 ☎0143-24-9567

■母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金を貸し付けます。

図 胆振総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係 ☎0143-24-9845

■年金担保貸付

国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・

■応急仮設住宅

民間賃貸住宅をみなし応急仮設住宅として、プレハブ式仮設住宅を応急仮設住宅として提供します。

※住宅として再利用ができる居住できない場合は「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の場合も対象です。図 建設課建築住宅グループ ☎27-2325

■被災住宅の応急修理

壊れた住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。

図 3月29日(金)まで(修繕工事が4月以降になる場合や、見積書が間に合わない場合も申込書の提出をお願いします。)

図 建設課建築住宅グループ ☎27-2325

■被災住宅の解体撤去

被災証明により全壊と判定された個人の家屋や中小企業の事業所を解体撤去します。

※「半壊」「大規模半壊」と判定されたものは、一部補助対象となる場合がありますので、事前に相談ください。

図 3月29日(金)まで 図 町民福祉課町民生活グループ 被災家屋解体ダイヤル ☎080-2873-0489

■復旧作業実施に伴う倒木の撤去

道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。撤去に異議のある方はお申し出ください。

図 産業経済課農林業グループ ☎27-2419

医療や住宅改修資金などを貸し付けます。

図 独立行政法人福祉医療機構 ☎03-3438-0224

■恩給担保貸付

恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を貸し付けます。

図 (株)日本政策金融公庫室蘭支店 ☎0143-44-1731

■住宅被害見舞金(北海道)

災害により自己所有の家屋ならびに借家に居住し被災した世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。

図 胆振総合振興局地域政策課 ☎0143-24-9567

■災害復興住宅融資

地震により住宅に被害を受けた方に住宅を建設・購入・補修するための資金を貸し付けます。

図 2020年9月5日(土)まで 図 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎0120-086-3533

■住宅ローンの返済

一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。

図 全国銀行協会相談室 ☎0570-017-109

■厚真町住宅復旧支援事業補助金

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で行う住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

図 まちづくり推進課総合戦略グループ ☎27-3179

■厚真町住宅再建融資利子助成事業補助金

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で住むための住宅を新築または購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

図 まちづくり推進課総合戦略グループ ☎27-3179

■厚真町リバースモゲージ利子助成事業補助金

被災した住宅の早期復興のため、被災者が町内で住むための住宅を新築または購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

図 まちづくり推進課総合戦略グループ ☎27-3179

お金に関すること

■被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度(り災証明書(り災者区分が物件居住者のもの)のり災程度が①全壊、大規模半壊の方、②半壊、大規模半壊で、住宅をそのままにしておくとき非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため住宅を解体した方(解体世帯)③住宅の敷地に被害が生じるなど、そのままにしておくとき)

■義援金の配分

厚真町・北海道へお寄せいただいた義援金を配分します。

図 3月4日(月)～3月15日(金)：修繕を行った自己所有物件居住者(対象地域：美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真地区) 3月18日(月)～3月29日(金)：修繕を行った自己所有物件居住者(対象地域：共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区) ※人的被害、住家被害を受けた方も引き続き受け付けています。

図 総務課財政グループ ☎27-2481

役所の手続きのこと

■国税の特別措置

地震により被害があった方を対象に、国税の特別措置があります。

図 苫小牧税務署 ☎0144-32-3165

■道税の特別措置

地震により被害があった方を対象に、道税の特別措置があります。

図 苫小牧道税事務所 ☎0144-32-5178 (個人事業税)、☎0144-32-5190 (不動産取得税) ☎0144-32-5191 (道税の納税)、札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1193 (自動車税)

■町税の減免

地震被害の程度に応じて、町に納めていただく税金が申請により免除や減免となる場合があります。

図 総務課税務グループ ☎27-2481

図 1月25日(金)

■地震被害の確定申告

地震の被害について、所得税の確定申告をするこ
とにより所得税等が軽減される場合があります。
図 総務課課税グループ ☎27-2481、苫小
牧事務所 ☎0144-321-3165

■年金手帳などを紛失したとき・国民年金等の保険料が払えないとき

年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行する
ことができます。また、国民年金保険料を納めてい
る第1号被保険者の方で、その方の財産に係る損害
が2分の1以上の場合(り災証明書が半壊以上の方
等)は、申請をすると2018年8月分~2020
年6月分の国民年金保険料の免除が受けられます。
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871、
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-
3616135

■登記済証、登記識別情報を紛失したとき

登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場
合、不動産の売買、贈与、抵当権設定時に他の方法
で所有者本人確認が必要となります。
図 札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34174
03

■運転免許証を紛失したとき

地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場
合は再交付できます。また再交付手数料が免除され
る場合があります。
図 苫小牧警察署 ☎0144-3510110、運
転免許テレフォンサービス ☎0111-6991-
8654

■あつまネット使用料等の特例

全地域の平成30年10月分使用料(使用日8月20日
~9月19日)と吉野・富里・高丘・幌内地区の解約
に係る手数料は徴収しません。吉野・富里・高丘・
幌内地区はサービスを休止していますので、使用料
は発生しません。
図 まちづくり推進課企画調整グループ ☎27-
3179

■国民健康保険料の減免

地震によって納付義務者またはその世帯に属する
被保険者の所有する住宅または家財に被害を受けた
場合などに、その被害の程度に応じて国民健康保険
料を軽減する減免措置を受けることができます。
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871
図 1月25日(金)

■介護保険料の減免

地震によって第1号被保険者または世帯の生計を
主として維持する者の所有する住宅(居住に係る住
宅)または平年における事業収入額の10分の3以上
の減少による損失を受けた場合、その被害の程度に
応じて介護保険料を軽減する減免措置を受けること
ができる場合があります。
図 町民福祉課福祉グループ ☎26-7872
図 1月25日(金)

■各種証明書の発行

各種手続きに使用する各種証明書については手数
料を免除します。
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871、
総務課課税グループ ☎27-2481

■後期高齢者医療保険料の減免等

住居の被害にあった方を対象に後期高齢者医療保
険料について減免、または分割納付・納付猶予を行
います。
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■児童扶養手当の受給

災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限
によって一部または全部停止になっていた児童扶養
手当を全部支給となるよう申請できます。
図 町民福祉課子育て支援グループ ☎26-7872

■自動車に被害を受けたとき

被災した自動車を処分し、代替自動車を購入した
場合、自動車取得税が減免されます。また、被災自
動車の重量税が還付されます。
図 室蘭運輸支局 ☎050-5540-2004、軽
自動車検査協会室蘭事務所 ☎050-3816-
1766

■医療機関受診時の一部負担金免除(延長)

一定の被害があった厚真町国民健康保険および後
期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口
で支払う一部負担金免除の申請を受け付けます。8
月31日(土)までの受診が対象で、平成30年9月~平
成31年1月に医療機関を受診した方には、償還払い

民間の手続きのこと

■法律相談

被災された方に対し、無料電話法律相談を実施し
ています。
図 札幌弁護士会 ☎0120-3251104 (受
付時間:平日:14時~17時)、札幌司法書士会
☎0120-1151559 (受付時間:10時
~16時、土曜・日曜・祝日除く)

事業者の方へ

■中小企業者向け融資制度

今回の災害が原因で売上高等が減少している中小
企業を支援するための措置を行います。
このたびの地震災害等により、厚真町はセーフテ
ィネット保障第4号における指定地域となりました。
図 産業経済課経済グループ ☎27-2486

■厚真町中小企業災害復旧資金融資制度(災害融資)

被災した町内の中小企業等の早期復旧と経営の安
定を図るために運転資金・設備資金を融資します。
図 産業経済課経済グループ ☎27-2486、苫
小牧信用金庫厚真支店 ☎27-2236、町商
工会 ☎27-2456

■中小企業災害復旧資金補給金

中小企業等の復旧に係る経費の軽減を図り、早期
復旧と経営の安定化のため、災害融資に係る利子の
一部を補給します。
図 産業経済課経済グループ ☎27-2486、町
商工会 ☎27-2456

を行います。

図 3月11日(月)

※平成30年9月~平成31年1月分は受付中
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■飲用井戸の水質検査

地震の影響により新たに飲用水の検査が必要にな
った方を対象に飲用井戸の水質検査手数料を補助し
ます。
図 3月29日(金)まで
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■飲用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域の住宅に居住する(または居住しよう
とする)方のうち、飲用水等の給水施設を新設しよ
うとする方、災害等により枯渇、汚染または破損し、
飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有す
る方の飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補
助します。
図 町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■農業用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域で農業経営をしている方のうち、給水
施設(農業用水等の確保のため農業用井戸等の取水、
導水、送水および配水の施設)を新設しようとする
方、既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破
損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設
を所有する方の農業用井戸等の給水施設整備の経費
の一部を補助します。
図 産業経済課農林業グループ ☎27-2419

■栄養士・調理師免許に関する手数料の免除

被災により栄養士・調理師免許証を亡失・汚損し

北海道胆振東部地震復興応援イベント
えがお咲く!
NHKファミリーフェス in 厚真町
3月30日・31日 入場無料
会場:厚真スポーツセンター

NHK室蘭放送局では、北海道胆振東部
地震による甚大な被害から復興へ向かう被災
地を応援するため、元気と笑顔を届ける
イベントを開催します。
イベント内容
・ワンワンとあそぼうショー(両日)
・びじゅチューン!ライブ(30日)
・Foorinとパプリカをおどろう!(31日)
・厚真郷芸保存会 和太鼓演奏(30日)
・厚真町民吹奏楽団 吹奏楽演奏(31日)ほか
詳しくは折り込みチラシをご確認ください。
問い合わせ:NHKプラネット北海道「NHK
ファミリーフェス」係(☎011-207-2499)

生活再建に向けた支援ガイドブック
平成30年北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ主
な支援制度を取りまとめたガイドブックを発行しています。
制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。
発行日 毎月第4金曜日
※内容を追加・変更した場合に発行します。
配布方法 ・町内全戸配布
シルバー人材センターから各自治会へ配布されます。
※3月22日で全戸配布を終了します。変更や追加が
あった場合は、広報紙やホームページに掲載します。
・窓口設置
役場、総合ケアセンターゆくり、青少年センター、上
厚真支所
※3月22日以降も発行し設置します。
問い合わせ 総務課災害復興グループ ☎27-2321